

(参考) 行政機関個人情報保護法の改正の概要

※平成29年5月30日施行

・ 個人情報の定義の明確化

個人識別符号(指紋・顔認識データ、旅券番号等)

・ 要配慮個人情報の取扱いの規定

要配慮個人情報(人種、信条、病歴等)について定義、要配慮個人情報が含まれる旨の個人情報ファイル簿への記載

・ 行政機関、独立行政法人等における非識別加工情報制度の導入

- ① 非識別加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)の定義を規定
- ② 民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、非識別加工情報を作成・提供
- ③ 非識別加工情報の対象となる個人情報の範囲を定める
- ④ 過去に義務違反があるなど不適格な者は、提案者から排除
- ⑤ 非識別加工情報の適正な取扱いを確保するための規律(情報項目の公表等)を整備

・ 非識別加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管

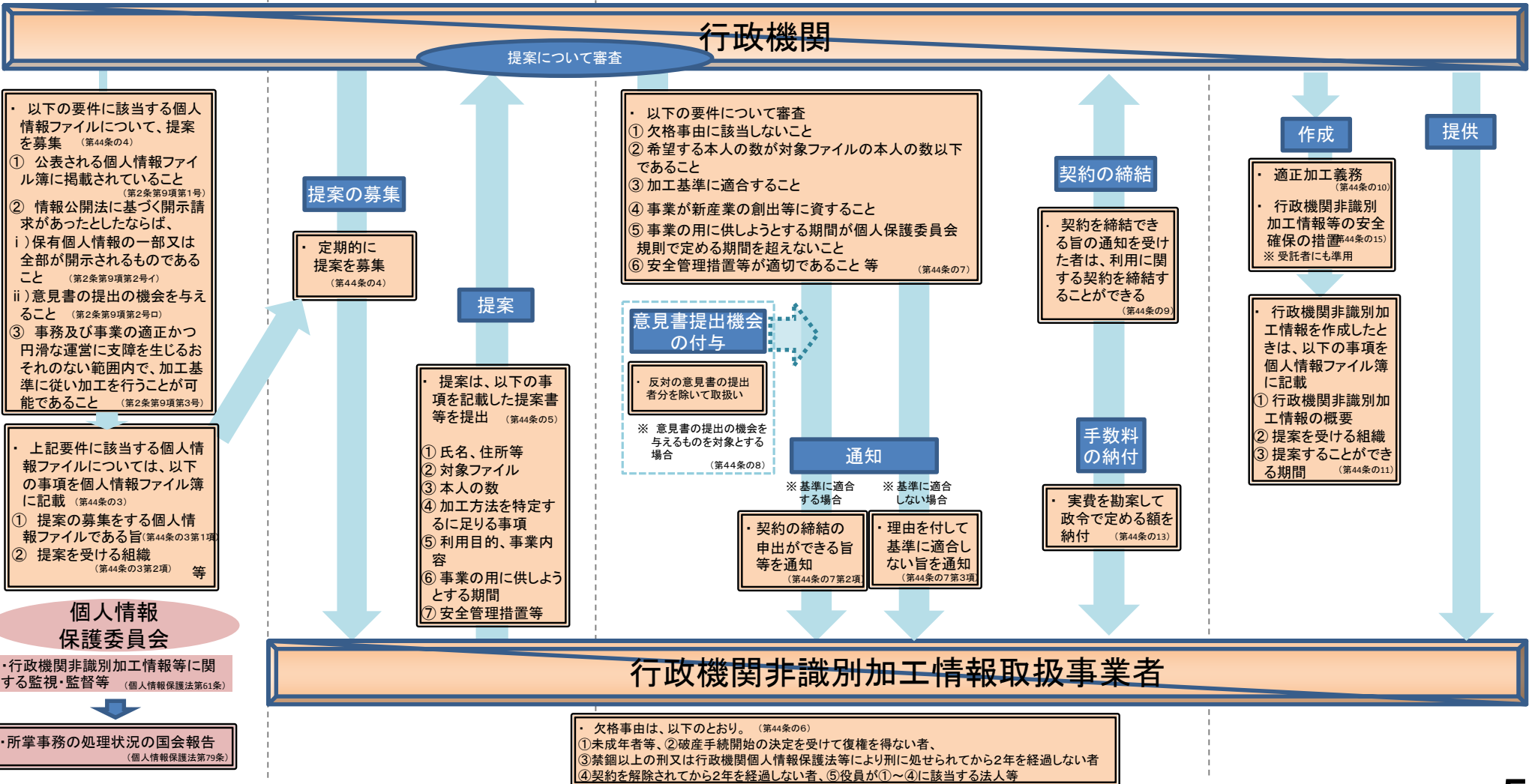
(参考) 国の行政機関における行政機関非識別加工情報の作成・提供の流れ

Step1 行政機関非識別加工情報の提案対象となる個人情報ファイルの選定

Step2 民間事業者等からの提案の募集

Step3 提案の審査、提案者への通知及び契約の締結

Step4 行政機関非識別加工情報の作成及び提供の実施



関連する閣議決定の記載③

「規制改革実施計画」 (平成29年6月9日閣議決定)

Ⅱ-5 投資等分野

(2) ② 官民データ活用

5 地方自治体等の保有するデータの活用

(規制改革の内容)

- a 地方自治体における非識別加工情報の加工やその活用について、統合的なルール整備がなされるよう、地方自治体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるための意見交換の場を早急に設ける。また、**当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討する。**
- b 地方自治体において、非識別加工情報の加工やその取扱いに関する萎縮、人的リソースの不足に伴う対応困難といった問題が発生することを回避するため、**地方自治体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置又は創出を促すための取組を行う。**
- c 地方自治体に係る非識別加工情報の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設ける。
- d (略)

(実施時期)

- a: 意見交換の実施は平成29年度上期措置、立法措置による解決という可能性の検討は平成29年度結論
- b: 立法措置による解決という可能性の検討と並行して検討し、平成29年度結論
- c,d: 平成29年上期措置

提供年月日：平成 29 年(2017 年)5 月 31 日

部局名：県民生活部

所属名：県民活動生活課

担当名：県民情報室

担当者名：岡、山下

内線：3125

電話：077-528-3122

E-mail：kenmin-j@pref.shiga.lg.jp

平成 28 年度 滋賀県個人情報保護条例の運用状況

I 個人情報取扱事務の登録状況について

実施機関が個人情報を取り扱っているとした事務の登録状況は、平成 28 年度末で 1,415 件であった。

表 1 個人情報取扱事務の登録状況

実施機関	件数
総合政策部	60
総務部	69
県民生活部	92
琵琶湖環境部	145
健康医療福祉部	363
商工観光労働部	129
農政水産部	151
土木交通部	108
会計管理局	2
知事部局計	1,119
行政委員会等※	296
合計	1,415

※近年の状況

年度	件数
平成 25 年度	1,291
平成 26 年度	1,316
平成 27 年度	1,388

※行政委員会等には、教育委員会、人事委員会、警察本部長、病院事業管理者等を含む。

II 個人情報開示請求について

1 文書による開示請求について

- 請求件数は、前年度に比して 117 件増加し、351 件であった。(表 2)
- 実施機関別では、知事に対し 164 件、病院事業管理者に 57 件、教育委員会に 76 件、警察本部長に 46 件、その他の実施機関に計 8 件の請求があった。(表 3)
- 請求内容は、知事では自己の提出書類の処理経過確認等、教育委員会では入学試験の結果、病院事業管理者では自己の診療録、また警察本部長では相談記録等が主なものである。

2 口頭による開示請求について(簡易開示)

- 請求件数は、前年度に比して 528 件増加し 4,858 件であった。運転免許試験関係の開示件数が 4,079 件と 8 割強を占め、その他では県職員採用試験関係 274 件、公立学校教員採用選考試験関係 113 件が主なものである。(表 4)

表2 過去5年間の文書による開示請求件数の推移

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
請求件数	116	138	150	234	351

表3 実施機関別の開示請求件数

実施機関	件数	割合
知事	164	46.7%
病院事業管理者	57	16.2%
教育委員会	76	21.7%
警察本部長	46	13.1%
監査委員	1	0.3%
公安委員会	6	1.7%
人事委員会	1	0.3%
合 計	351	

表4 開示請求の件数および処理状況 (単位：件)

実施機関	文 書 に よ る も の							口頭によるもの (簡易開示)
	請求 件数	処 理 状 況					取下 げ等*	
		開示	一部 開示	不 開 示				
				不開示	不存在	その他		請求(開示) 件数
知事	164	11	105	0	8	0	40	126
行政委員会等	187	56	125	0	3	0	3	4,732
合計	351	67	230	0	11	0	43	4,858

※取下げ等には請求人の死亡により終了したものを含む。

Ⅲ 訂正請求と利用停止請求について

- 平成28年度は、訂正請求が1件あり、利用停止請求はなかった。

表5 訂正請求の件数および処理状況 (単位：件)

請求件数	取下げ	処 理 状 況				
		訂 正	一部訂正	不訂正	その他	未決定
1	0	1	0	0	0	0

表6 利用停止請求の件数および処理状況 (単位：件)

請求件数	取下げ	処 理 状 況			
		利用停止	一部利用 停止	利用不 停止	その他
0	0	0	0	0	0

IV 審査請求（不服申立て）について

- 平成 28 年度は 5 件の審査請求があり、うち 1 件は認容、1 件は却下、1 件は取下げ、残る 2 件は平成 29 年度に継続した。
- 平成 28 年度は、審査請求（不服申立て）に関する諮問案件および個人情報保護条例の改正に係る審議等のため、個人情報保護審議会を 11 回開催した。

表 7 審査請求（不服申立て）の件数および処理状況 (単位：件)

処理状況 件数		個人情報保護審議会 係属中	実施機関の処理				未処理	取下げ
			審査請求に対する裁決 (不服申立てに対する決定・裁決)					
			認容	一部 認容	棄却	却下		
平成 28 年度 新規審査請求	5	2	1	0	0	1	0	1
過年度からの 継続案件	12	0	2	4	0	6	0	0
合計	17	2	3	4	0	7	0	1

表 8 審査請求の状況

【平成 28 年度の審査請求（取下げおよび却下されたものを除く）】

審査請求 年月日	担当	内容	審議会の判断 実施機関の処理
H28. 5. 17	医療福祉推進課	請求人が提出した文書の写しに係る利用不停止決定に対する審査請求（諮問第 36 号）	原処分取消し (H29. 2. 23 答申) ----- 認容 (H29. 3. 30 裁決)
H28. 10. 21	住宅課	現地調査に係る復命書の起案、供覧、決裁に関する文書等の一部開示決定に対する審査請求（諮問第 38 号）	審議会係属中 ----- —
H28. 10. 26	総務事務・厚生課	健康相談内容および健康相談対応記録等の一部開示決定に対する審査請求（諮問第 37 号）	審議会係属中 ----- —

表9 不服申立ての状況

【平成27年度以前の不服申立てで、28年度に継続したもの（取下げおよび却下されたものを除く）】

不服申立 年月日	担当	内容	審議会の判断 実施機関の処理
H25. 11. 19	住宅課	請求者に関する県営住宅維持修繕執行伺書等に関して作成された文書の決裁等の過程を明らかにする文書の一部開示決定に対する異議申立て（諮問第15号）	原処分一部取消し (H28. 7. 21 答申) ----- 一部認容 (H28. 8. 19 決定)
H26. 6. 24	住宅課	請求者に係る県営住宅管理センターから住宅課に送信されたメールに関し、メール保管用サーバーに保管されている電子メールの記録、添付ファイルの記録、添付されたファイルの不開示決定に対する異議申立て（諮問第24号）	原処分取消し (H28. 7. 21 答申) ----- 認容 (H28. 8. 19 決定)
H26. 8. 12	精神保健福祉センター	措置入院に関する情報の一部開示決定に対する異議申立て（諮問第25号）	原処分一部取消し (H28. 7. 15 答申) ----- 一部認容 (H28. 8. 12 決定)
H27. 9. 24	総務課	高等学校いじめ事案に関する調査報告書等高等学校からの提出書類の一部開示決定に対する異議申立て（諮問第31号）	原処分一部取消し (H28. 7. 7 答申) ----- 一部認容 (H28. 8. 1 決定)
H27. 10. 21	中央子ども家庭相談センター	児童2名に係る児童記録の一部開示決定に対する異議申立て（諮問第32号）	原処分一部取消し (H28. 9. 30 答申) ----- 一部認容 (H28. 10. 28 決定)
H27. 11. 10	総務事務・厚生課	健康相談内容および相談対応記録等の不開示決定に対する異議申立て（諮問第33号）	原処分取消し (H28. 7. 7 答申) ----- 認容 (H28. 8. 4 決定)

V 苦情対応・相談件数について

- 実施機関に関する苦情処理件数は3件であった。
- 事業者に関する苦情相談件数は1件であった。